五泉市農業委員会

令和８年　臨時総会議事録

会議開催　　令和８年４月３日(金)　午後２時00分
場　　所　　五泉市役所　４階　401会議室

出席委員(15人)

１番　（欠席）	２番　亀山　公子
３番　大槻　彰吉	４番　長谷川　亘
５番　深井　秋彦	６番　大湊　弘明
７番　髙橋　喜美子	８番　権平　孝男
９番　武藤　智暁	10番　樋口　勝俊
11番　（欠席）	12番　井上　百合子
13番　清田　ひろみ	14番　（欠席）
15番　金子　郁夫	16番　酒井　美奈子
17番　（欠席）	18番　金子　信行
19番　松尾　タカ子	

欠席委員(4人)

１番　渡邉　利雄	11番　川瀬　福司
14番　村田　和賢	17番　大湊　賢吉

関係説明者

局　長	松尾　聡	次　長	本間　泰巳
村松事務所長	牛膓　修啓	係　長	星　恵里子
主　事	猪俣　暁広		

日　　程　１．開　会
２．会長挨拶
３．総会成立宣言
４．会期日程
５．議事録署名委員の指名
７．議　件
議案第１号　農地法第５条の規定による許可申請について

１　開会

司　会　　それでは、ただいまから、令和８年臨時総会を開催いたします。
松尾会長からごあいさつをいただき、その後は、五泉市農業委員会会議規則第４条

によりまして、議長として会の進行をお願いいたします。

２　会長あいさつ

松尾会長　　（あいさつ）

３　総会成立宣言

議　長　　それでは、ただいまから、令和８年臨時総会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は、19 人中 15 人出席しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

なお、１番　渡邉利雄委員、11 番　川瀬福司委員、14 番　村田和賢委員、17 番　大湊賢吉委員から欠席の通告がありましたので、報告いたします。

４　会期の日程について

議　長　　次に、日程４、会期の日程についてでありますが、本日１日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

（「異議無し」の声あり）

議　長　　ご異議無しということで、左様決定いたします。

５　議事録署名委員及び記録員の指名について

議　長　　次に、日程５、議事録署名委員及び記録員の指名についてであります。

五泉市農業委員会会議規則第 13 条の規定により作成します、議事録の署名委員の指名について、議長にご一任いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議無し」の声あり）

議　長　　ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員は、 7 番・髙橋喜美子委員、９番・ 武藤智暁委員　にお願いいたします。また、議事録の記録員は、事務局・星係長にお願いいたします。

６　議件　／　議第１号

議　長　　続きまして、日程６、議件の審議に入ります。

「議第１号・農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

星係長　　はい、議長。

議　長　　星係長。

星係長　　はい、議長。説明いたします。

まずは、本件についての経過を説明させていただきます。

令和８年３月 26 日の定例総会において、市内二ツ柳地内にある賃借人である事業者の広告看板が、農地転用の手続きがなされておらず、現状のままでは、議案の審議ができないとして、お認めいただけませんでした。

３月 26 日木曜日の総会終了後に、事務局より賃借人である事業者に、総会での審議内容について説明を行いました。賃借人である事業者からは、ほ場整備に係る砂利採取について、地権者をはじめ、関係する方も多く、予定通り事業を実施させていただきたいと考えており、看板設置をした広告業者と調整して、速やかに対応したいとの申し出をいただきました。

翌日の３月 27 日金曜日に、広告業者から事務局へ、広告看板の板面については撤去を行い、支柱及び土台については、作業の準備が整い次第、撤去を行いますとの連絡をいただき、当日、現地確認を行いました。

３月 30 日月曜日に、広告業者から、広告看板の設置の経緯について、聞き取りを行いました。賃借人である事業者からは、広告の出稿についての依頼だけで、看板の設置場所についての具体的な指示はなく、広告業者の判断により設置したことを確認しております。

広告看板の板面が撤去されたことを受けて、本日、臨時総会でご審議いただくことといたしました。

以上が本件の経過となります。

今回の農地法第５条の規定による許可申請は、総数１件で、賃貸借が１件であります。３ページをご覧ください。

番号１番から番号８番は、ひとつの案件となります。

笹堀地内の登記地目　田６筆、畑 24 筆、合計面積 12,541.91 ㎡を砂利採取とする一時転用案件で、賃貸借となります。

審査としまして、16 ページの審査表をご覧ください。申請者である賃借人は、市内二ツ柳地内において、別の業者が転用許可を受けずに農地に設置した広告看板に出稿しておりましたが、広告を出稿したのみで、その他、設置場所の指示等は全くしていないものでありました。当該広告看板については、令和８年３月 27 日に板面が撤去されております。

事務局では、立地基準、一般基準や判断理由、検討事項等を総合判断して、周辺農地への影響も少ないと考えられ、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定くださるようお願いいたします。

議　長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

金子郁夫　委員

はい、議長。

議　長　　はい、金子郁夫委員。

金子郁夫　委員

議席番号15番金子です。今回の譲受人が出稿のみをして、設置場所には関知しなかったと書いてありますけども、看板はきちんとあるわけですよね。この看板は、農地法に違反してる看板を建てているんじゃないかっていうことを、事前に事務局から、先方に伝えられることはできなかったんでしょうか。そうすれば、こんな臨時総会を出さなくても済むわけです。看板そのものがなければいいわけです。その点、事務局の方からお考えをお聞きしたいです。

議　長　　はい、事務局。

星係長　　はい、議長。この度看板を設置していることについて、その賃借人である業者の方に、その旨、ちょっとお伝えをしていなかったというところがございます。まず先に、その看板を建てている業者の方に、速やかに外していただきたいということで、１月15日に、看板を設置している業者の方にお願いをしていたところでありまして、それ以降、何らかの連絡を取らなければいけなかったところではありますが、事務局として、ちょっと至らなかった点であるかなと考えております。

金子郁夫　委員

要望ですけれども、私のところにも看板業者はいっぱい来ます。当然受けないんですけども、その農地を転用してまで看板は建てたいという需要はあるわけですよね。なので、違法看板と分かったところにその表示されている方に、これは違法看板のところに、掲示されていますよということをお知らせすれば、大きな問題は少なくなると思うんです。これはあくまでも要望ですけれども、お伝えしておきます。

議　長　　他にありますか。

長谷川亘　委員

はい、議長。

議　長　　はい、長谷川亘委員。

長谷川亘　委員

議席番号４番長谷川です。私も要望としてなんですけれども、事務局の方で、看板業者の方に連絡した後にですね。いわゆる回答期限、その旨一方的にそれで終わっていたんでしょうかね。いつまで、ただいま、あの事務局から申し上げた内容についての回答を、いつまでに、くださいというようなことを言わなかったのでしょうかね。

議　長　　はい、事務局。

星係長　　はい、議長。回答期限につきましては、設けていませんでした。業者の方の担当者からは、社内でも話をしますということでお話をいただいていたところで、その後、ちょっと回答期限を設けてないがために、お返事等をいただいていなかったという経緯であります。

議　長　　今後、それはちゃんと示した方がよろしいかなと思います。

星係長　　今後は、回答期限の方を設けて、必ず、ご返事いただくようにいたしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

長谷川亘　委員
　そうしていただかないと、やっぱり解決にまっすぐいかないと思いますし、ダラダラ行くだけだと思いますね。

議　長　　他にありますか。

大槻彰吉　委員
　はい、議長。

議　長　　はい。大槻彰吉委員。

大槻彰吉　委員
　議席番号３番大槻です。
　一連の質問は同じなんですが、もう 1 点あのこの看板を外しましたが、この基礎的な支柱等が残ってるわけですが、これについてはどうなるのですか。

議　長　　はい、事務局。

星係長　　はい、議長。
　支柱及び土台につきましては、聞き取りの際になんですけれども、お話しいただいたのは、一応 ４月いっぱいまでには撤去ということで考えております、ということでお話をいただいているところです。いつということで、日にちはちょっと決められないということだったのですけれど、場合によっては、即、外す場合もありますということだったのですけれども、日にちのところまでは、今はまだ申し上げられないとのことだったので、必ず、撤去の際には連絡してくださいということで、その旨お伝えしておるところです。事務局としては４月中に撤去になるように、また、あらためて業者に確認するなど、注視していきたいと考えております。

大槻彰吉　委員
　いや、あの事務局の答えはそうだろうと思うんですが、私もお聞きしたいのですが、

今一連の質問の中に出たように、やはり期限っていうのがありますよね。だから、先ほど、期限を今後設けましょうという事務局の回答にも反して、今回は、業者が ４ 月いっぱいというような、ちょっと、こう合わないようなものもありますし、ただ懸念される。これは憶測ですが、懸念されるのは看板屋の方が、一時転用許可の申請を出した場合、今月中に仮にだよ。通った場合、そのまま使えますよね。先程、長谷川委員がおっしゃったように、期限が必要だというのが、今回のちょっとした特例ですね。

一時転用許可なれば、別に設置しても差支えがないような、その辺のウルトラＣ をされると大変なことになりますし、その点だけ特に今回は注視していただきたいということです。それで今、議案に出た件は、了承しましょうという私は意見ですが、この看板設置については、もう、許可にならないと、違反を確実にした中ですから、もう期限を設けてしていただきたい。必ず、基礎を撤去したのを見ていただきたいというのが １ 点。もう１点はですね、これに関して私も何回も、今、近辺にも数箇所あるようにも思われます。その辺は同じ看板屋だったのか、ちょっと私のは、調べる余地ないんですけど、多分、あの近辺だと同じような業者じゃないかなと思うんですよ。それは案件に載ってこないので、許可を取っているかどうかは分かりませんよ。そんなわけでは、ちょっと私の３期やっている中では、ちょっと記憶ないことなんで、遡るとそれ以外に許可を取っているのであれば別だけど、散見されるのは、近辺の複数の看板のうち、一つの看板は間違いなく農地に入ってます。せっかくお聞きするのであれば、業者に確認をとってもいいと思いますし、または、分かりきって、違法を出されても我々も資料を出すし、同じことの繰り返しだし、同じ業者であればです。

議　長　　また、その点、事務局は注視してここは見ていただきたいと思います。
他に何かございませんか。 よろしいですか。

権平孝男　委員
はい、議長。

議　長　　はい、権平孝男委員。

権平孝男　委員
議席番号８番権平です。内容的には皆さんと同じなんですけど、看板の関係で、やはりあの基本は撤去。それと一つお聞きしたいのは、新潟の業者は、看板を撤去して、やっぱり同じ場所に、建てる予定はあるのでしょうか。

議　長　　はい、事務局。

星係長　　はい、議長。その辺につきましては、確認は取っておりません。

権平孝男　委員
それとさっき皆さんも言っていましたけど、やっぱり、農振除外、農地法の手続き

は、きちんと手続きは取ってもらわないとだめだというのは、不動産屋に指導をしてもらいたいと思っております。

議　長　　今のご意見を大切なこととして、また、より注視して、また事務局もそこに力を入れていただければと思います。他にありませんか。

髙橋喜美子　委員
　はい、議長。

議　長　　はい、髙橋喜美子委員。

髙橋喜美子　委員
　議席番号７番髙橋です。私の担当地区の案件でした。農地パトロールしているつもりなんですが、そういう勉強不足でそういうことがよく分からなかったので、ここまで引きずってしまって大変申し訳ありません。今後ちょっと気をつけて、農地パトロールしたいと思います。よろしくお願いします。

議　長　　他にありませんか。

深井秋彦　委員
　はい、議長。

議　長　　はい、深井秋彦委員。

深井秋彦　委員
　議席番号５番深井です。設置場所の指示は全くないというのは、なんかちょっと違和感があるなと思いまして。

金子信行　委員
　はい、議長。

議　長　　はい、金子代理。

金子信行　委員
　議席番号 18 番金子です。私の方からちょっと説明させてもらいますけど、会長と私とで前局長に呼ばれまして、ちょっと聞きました。で、やはり皆さんが言われる通り、看板について、まず、すでに設置済みのものはこれから調査が必要だと思うんですけども、これからのものについて、今回の教訓にして、未然に防げないかということで、看板業者からどこにちょっとこう看板を建てるのだけどもいいだろうか、市役所の方に連絡来ないのですかと聞いたところ、今回の件に関しては、五泉市役所に一切話が

なかった。新潟の方から承認もらって建てたという話をちょっと聞いたもので、看板業者としては、県から許可もらったから建てましたということだったそうなんで、その辺を、前回、事務局にお願いしたのは、県が許可を出しても、市が知らないというのは、おかしい話なので、その辺はちょっとパイプを繋げてもらって、そういう話があった時には、必ず、市の方にも連絡が来て、それで、農業委員会の方でそれが農地なのか、そうじゃないのかっていうのをはっきりした上で処置するようにしたら、どうだということで、ちょっと私の方から話しさせてもらいました。

深井秋彦　委員

私の質問はそうじゃなくて、平たく言えば、広告を出した業者は、あの看板屋に丸投げしてどこに建ててもいいんだよねという話にしか聞こえないので、別に今の所に建てることもないし、とんでもないところに建ててもいいんだよねという話になる。依頼というか、広告を出す方は、広告業者にある程度、どこら辺というぐらいは普通かなと思います。指示があったか、なかったか、ということを、事務局の方でちゃんと確認したのですか。

星係長　　業者の方から、ここの場所でお願いしますということは、指示はしていないという状態です。看板屋が要は土地所有者に対して、そこに看板を建てさせてくださいということで、まずは交渉して、土地所有者の方がそこを承諾しているという状態で、看板のその広告を依頼する際に、場所を特定して依頼していたわけではないというお話を言っていたところなので、看板を建ててみませんかということで、お話をしていたということで聞き取っております。

深井秋彦　委員

本当に、こんなこと質問しなくていいような事務手続きをしてほしい。

議　長　　他にありませんか。

権平孝男　委員

はい、議長。

議　長　　はい、権平孝男委員。

権平孝男　委員

議席番号８番権平です。県道であれば県かもしれないけども、警察なり、市であれば、環境保全課、今回、農地ということで、農業委員会に手続きを徹底してもらうように、チラシを不動産屋や建設業者に出すことも大事かなと思います。

議　長　　はい、事務局。

松尾事務局長

はい、議長。委員の皆様からお話いただきました。農地転用の申請手続きにつきましては、お分かりになる方、分かっていない方というのが、今、現在もいらっしゃるようなところでございまして、今後も引き続きそういったものを周知していく活動を務めて参りたいと考えておりますし、業者であるとか、そういった方々にもそういった働きかけの方は、今後、行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議　長　　他にありませんか。

大槻彰吉　委員

はい、議長。

議　長　　はい、大槻彰吉委員。

大槻彰吉　委員

３番大槻です。広告会社に及んで、今回、これだけの大問題になっているものに対して、広告会社を召喚して、説明や謝ってもらわないとだめなのかを、某ハウスメーカーありますよね。あのぐらいに匹敵するかもしれないけども、ある程度、抑止力を持つことが、故に、今後、必要性があるんじゃないかなと思われます。これは、会長と事務局で協議をしてください。

議　長　　他に無ければ、採決に入ります。

「議第１号・農地法第５条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので､「議第１号･農地法第５条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

議　長　　以上で、本日の総会に提出されました議件の審議は終了いたしました。

これをもちまして、令和８年五泉市農業委員会臨時総会を閉会いたします。

（午後２時 30 分　閉会）